

つどう

生活の中で 気軽に集う場

まなぶ

社会•地域•活 動・成長等 まなぶ場

つながる

人・グループ等 ネットワークの場



南稜地区市民館

0532-26-0010

大清水図書館

0532-39-5900

大清水窓口センター 0532-25-5106

〒441-8133 豊橋市大清水町字彦坂10-7

http://www.city.toyohashi.lg.jp/17157.

ミナクル・南稜地区市民館利用の手引き

豊橋市には、22館の地区市民館があります。

地区市民館(公民館)は、地域住民のために各種の事業を行い、教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進等に寄与することを目的としています。

◎利用等について

各地区市民館の利用について		 ○サークル活動・研修会など生涯学習活動ます。 ○所定の申請書で、使用しようとする日の原使用期日前5日までに直接施設にお申りただし、使用が引き続き7日を超えるもの、 ※営利目的等では利用できません。 ※ミナクル以外の各市民館では、それる場合がありますので、詳細は各館でご 	属する月の 前月1日から し込みください。 は、利用できません。 ぞれ利用基準が異なる
開館時間		9:00~21:00	
地区市民館の 休 館 日		月曜日 年末年始(12/29~1/3)	
利用区分		午前 (9:00~12:00) 午後 (13:00~16:00) 夜間 (17:00~21:00)	
ミナクルの貸 出し施 設	第1·第2 和 室	980円~1,380円、全日3,340円	
	工作実習室	980円~1,380円、全日3,340円	※各地区市民館ごとに 施設内容が異なるた め、利用料金も異なり ます。他館をご利用の 場合は各館にてご確 認ください。
	料理実習室	980円~1,380円、全日3,340円	
	第1•2•3•4 会議室	590円 ~ 790円、全日1,970円	
	第1·第2 多目的室	1,190円~1,580円、全日3,960円	

- ○使用承認後、規定の使用料をお支払いください。納入いただいた使用料は返金できませんので、 ご注意ください。
- ○令和元年10月1日より料金を改定し施行。

Ⅰ 地区市民館は、コミュニティ活動・生涯学習活動推進の場

1. グループ活動の利用

地区市民館は、地域のみなさんがコミュニティ活動や生涯学習活動を行う場です。地域のまちづくり活動やグループ活動などにご利用ください。なお、社会教育法に基づく施設(公民館)という位置づけですから「営利的行為」等での使用はできません。

「営利的行為」

- ① 講師自ら、グループ会員から月謝として指導料を徴収する場合。
- ② 会費(月謝)が高額で実質的に「習い事教室」と判断できる場合。
- ③ 講師が他の市民館等で同様の教室を開き、実質的に「習い事教室」と判断される場合。
- ④ 段位の認定や雅号授与などに関して謝礼を徴収したり、講師が「個人レッスン」などを課してレッスン料を徴する場合。
- ⑤ 自宅などで教室を開設している講師が、一連の事業の一環として市民館で同様の教室を数多く開催する場合。

2. 会社等の使用基準

使用を許可する場合

- ① 社員研修等、会社の社員対象の会議等
- ② 法律等の規定により、当該会社が地域住民に事業説明等を行う場合
- ③ 会社等の使用であっても、公共的な目的をもった使用の場合 (珠算等の検定試験など)
- ④ 社員募集の面接(試験)会場等

使用を許可しない場合

① 一般市民、地域住民に向けた商品説明会、展示会など(「販売行為をしない」と申請者が説明しても)商品販売の可能性が考えられる時。また展示そのものが商品・会社の宣伝を目的にする場合

3. 政党・政治団体の使用基準

使用を許可する場合

- ① 政党・政治団体の構成員の部内研修
- ② 後援会(個人、政党)の総会や集い
- ③ 国・県・市政報告会、政党・政治団体の演説会等
- ④ 選挙期間中公職選挙法に規定された個人演説会

4. 宗教団体に関する使用基準

使用を許可する場合

- ① 宗教団体が主催する講演会であっても、特定の宗教に偏らず布教活動等 の色彩のないもので、一般市民を対象にして有益と考えられるもの
- ② 宗教団体内部の会議
- ③ 宗教団体会員だけの講演会・学習会

使用を許可しない場合

特定の宗教の布教・宣伝を目的にしている活動

Ⅱ 自主グループ等の活動の支援等に関しての基準

1.グループ紹介・宣伝などに関して

(1) 自主グループ紹介のチラシ配布について

自主グループの活動を継続的に続けるために新規会員の加入を必要とする場合があります。常識の範囲内で自主グループへの加入を呼びかける宣伝は、配布を許可しますので、地区市民館または生涯学習課へご相談ください

(2) 講演会など事業開催案内チラシの配布について

自主グループや団体が市民館を使用して講演会などの事業を実施する場合、案内 チラシを配布していただくことは可能です

(3) 市民館へのポスター掲示、チラシ配布依頼について

- ① 地方自治体や公共的団体が主催・共催する事業は許可します
- ② 市民館使用料減免要綱で減免対象の団体が主催する事業は許可します
- ③ 教育委員会・市が後援する事業は許可します
- ④ ポスター等に記載された内容に特段の問題がないと判断される場合は許可します

Ⅲ 施設の管理・運営上から、使用を制限する場合

1. 管理上支障があると認めた場合の取り扱い

市民館設置及び管理に関する条例では、「管理上支障があると認めたときは使用の承認をしない」と規定しています。この規定の運用については、利用内容を充分把握の上、「使用の可否」を決定させていただきます。

●使用を許可しない場合

- ① 大きな音等により他の利用者に迷惑をかけることが予測される場合
- ② 床等を汚したり破損することが予測される場合 ア 和室においては空手などのスポーツ及び動きの激しい活動での利用 イ 集会室等においては、床等を傷つけるおそれのある利用
- ③ 利用をしたい部屋が修理中等で利用困難な場合
- ④ 飲酒を伴う使用の場合

2. 市民館での飲食・喫煙等に関しての基準

(1) 飲食について

- ① 調理実習にともなう飲食以外に、飲食だけを目的とする部屋の使用はできません。 ただし、午前・午後と長時間にわたる会議等で休憩を取って、昼食をとる場合に は飲食を許可しますので、南稜地区市民館窓口でご相談ください。
- ② 1階の地域じょうほうひろばや2階の共用スペースでの飲食等については、許可しますが、他者に迷惑のかからないよう心得てください。なお、各地区市民館ごとに運用が異なりますので、他館については各市民館でご確認ください。
- ③ 地域のレクリエーション行事、居場所づくり活動、支え合い活動など、地域のコミュニティ活動などに伴って市民館の部屋で飲食することについては、南稜地区市民館に相談してください。

(2) 喫煙について

自転車置き場など外部空間を含め市民館の建物及び敷地内では全面禁煙です。

(3) 誕生会・パーティなどについて

子どものクリスマス会、誕生パーティーなどについては、「利用のきまりなどを厳守すること」を前提に、小中学生については親など大人が付き添う場合について許可します。ただし、16:00までの利用となりますので、南稜地区市民館窓口でご相談ください。

(4) 社交ダンスについて

南稜地区市民館は、フローリングの床となっていますので、社交ダンスでの使用については許可していません。

(5) 音や振動の大きな装置、道具、楽器を使う活動について

ミナクルは、窓口センターと図書館、地区市民館の複合施設です。特に1階に、図書館が配置されていることもあり、2階の多目的室等での活動は制限されます。こうしたことから、和太鼓やエレキギターなど大音量活動、大きな振動を伴う活動はご遠慮いただくこととしています。不明の場合はご相談ください。

(6) 学習室の利用について

学習室は、小学生から一般成人まで利用できますが、保護者が同席していない場合を除き、小学生は夕方5時まで、秋から冬にかけては、日没までに帰宅してください(親御さんもお気を付けください)。

席数は限られていますので、相席での利用となります。

なお、学習の妨げにならないように学習室内での会話等はお控いただき、学習室外でお願いします。また、そのほかにも注意点がありますので注意事項に従ってご利用ください。

(7) 会議室、料理実習室等の部屋の利用について

各部屋は、どなたでも利用できますが、個人での利用はできません。また、中学生までの児童・生徒の部屋利用につきましては、利用する部屋内で保護者が必ず付き添ってください。

ミナクル・南稜地区市民館利用のお問い合わせ

50532-26-0010